

議案第 14 号

桐生市屋内遊戯場の設置及び管理に関する条例案

桐生市屋内遊戯場の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市屋内遊戯場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 子ども及びその保護者が集い、遊び、及び交流するための場を提供し、憩いの時間を過ごすことのできる空間を創造することにより、子どもの健やかな成長及び子育て家族の保護者の不安解消等に寄与するため、桐生市屋内遊戯場(以下「遊戯場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 遊戯場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 桐生市屋内遊戯場

位置 桐生市末広町13番地の4

(事業)

第3条 遊戯場は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 屋内における子どもの遊び場の提供に関すること。
- (2) 子ども及びその保護者が集い、相互に交流を深めることができる場の提供に関すること。
- (3) 子育てに関する情報提供及び相談に関すること。
- (4) その他設置の目的を達成するために必要なこと。

(利用者の範囲)

第4条 遊戯場を利用することができる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 保護者が同伴する小学生以下の者(以下「児童」という。)
- (2) 児童に同伴する保護者
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(使用料)

第5条 遊戯場を利用しようとする者は、規則で定める利用時間区分ごとに使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、児童1人につき100円とする。

(賠償責任)

第6条 利用者は、故意又は過失により遊戯場の施設又は設備等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(入場の制限等)

第7条 市長は、遊戯場に入場しようとする者又は入場している者が、この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき又はそのおそれがあるときは、遊戯場への入場を拒み、又は退場させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 14 号 桐生市屋内遊戯場の設置及び管理に関する条例案

桐生市保健福祉会館内に子ども及びその保護者を対象とした屋内遊戯場を開設するに当たり、設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。